

第1章 総則

(目的)

第1条 この運営規則は、特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会定款をうけ、本会の事業の円滑な推進を図るために必要な事項を定めたものである。

第2章 会員

(入会 正会員)

第2条 本会に入会しようとする者は、正会員入会申込書（第1号様式）に次の事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢
 - (2) 自宅住所及び電話番号
 - (3) 勤務先名称、住所及び電話番号
 - (4) 文書送付先のFAX番号、E-mailアドレス（自宅または勤務先以外を選択する場合は、その住所も）
 - (5) 介護支援専門員の方は、介護支援専門員証番号、交付年月日、登録都道府県、主任介護支援専門員取得の有無
- 2 入会金納入をもって入会とする。
- 3 申し込み方法は、FAXにより事務局に送信する。または、本会ホームページの申し込みフォームを利用する。

(入会 賛助会員)

第3条 本会に入会しようとする者は、賛助会員入会申込書（第1号様式-2）に次の事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

- ・個人会員の場合
 - (1) 氏名、性別
 - (2) 自宅住所及び電話番号
- ・団体会員の場合
 - (1) 団体名
 - (2) 団体住所及び電話番号
 - (3) 担当者名
- ・共通項目

文書送付先の F A X 番号、E - mail アドレス（自宅または団体以外を選択する場合は、その住所も）

- 2 入会金納入をもって入会とする。
- 3 申し込み方法は、F A X により事務局に送信する。または、本会ホームページの申し込みフォームを利用する。

（変更届）

第 4 条 会員の届出事項に変更が生じた場合は、変更届出書（第 2 号様式）により、変更内容を遅滞なく理事長に届け出なければならない。

（退会届）

第 5 条 本会を退会する者は、退会届（第 3 号様式）を理事長に提出しなければならない。

（会員名簿）

第 6 条 理事長は、会員名簿を作成し、会員の異動及び届出事項に変更が生じるときに訂正しなければならない。

第 3 章 組織

（組織）

第 7 条 本会の組織は、組織図（別紙 1）の通りとする。

第 4 章 役員

（役員区分）

第 8 条 役員を次の通り区分する。

- | | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| （ 1 ） | 選挙選出理事 | 4 人以上 | 1 5 人以内 |
| （ 2 ） | 指名理事 | 1 人以上 | 5 人以内 |
| （ 3 ） | 監事 | 1 人以上 | 3 人以内 |

（役員候補者の選出）

第 9 条 選挙選出理事候補者は、正会員の中から別に定める役員候補者選挙規程に基づき実施する選挙により選出する。

- 2 指名理事候補者及び監事候補者は、会員及び非会員の中から当該期の選挙選出理事候補者総数の過半数の議決を経て選出する。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第10条 定款に定める各事業の円滑な遂行のため、本会に以下の委員会を置く。

- (1) 総務・渉外委員会
(当該事業：その他この法人の目的を達成するために必要な事業)
- (2) 財務委員会
(当該事業：その他この法人の目的を達成するために必要な事業)
- (3) ケアマネジメント研究委員会
(当該事業：ケアマネジメントに関する研究)
- (4) 施設ケアマネジメント委員会
(当該事業：ケアマネジメントに関する研究、介護支援専門員の業務に係る調査、介護支援専門員等の人材育成及び資質向上のために必要な教育・研修等の企画・実施、ケアマネジメントの普及・向上のために必要な情報収集・情報提供)
- (5) 調査研究委員会
(当該事業：介護支援専門員の業務に関する調査)
- (6) 研修委員会
(当該事業：介護支援専門員等の人材育成及び資質向上のために必要な教育・研修等の企画・実施)
- (7) 広報委員会
(当該事業：ケアマネジメントの普及・向上のために必要な情報収集・情報提供)
- (8) 生涯研修体系検討委員会
(当該事業：その他この法人の目的を達成するために必要な事業)
- (9) 介護保険制度検討委員会
(当該事業：その他この法人の目的を達成するために必要な事業)
- (10) 組織検討委員会
(当該事業：その他この法人の目的を達成するために必要な事業)
- (11) 研究大会実行委員会
(当該事業：その他この法人の目的を達成するために必要な事業)
- (12) 東京都主任介護支援専門員連絡会委員会

(当該事業:その他この法人の目的を達成するために必要な事業)

(13) 地域連絡会委員会

(当該事業:その他この法人の目的を達成するために必要な事業)

(14) 日本介護支援専門員協会東京都支部委員会

(当該事業:その他この法人の目的を達成するために必要な事業)

(15) 委託事業委員会

(当該事業:その他この法人の目的を達成するために必要な事業)

(16) 事務受託事業委員会

(当該事業:介護保険法第24条の2第1項各号に規定する指定市町村事務受託法人の受託事務(照会等事務及び要介護認定調査事務))

(委員会の組織)

第11条 委員会は、理事会によって承認された委員によって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

- (1) 正会員
- (2) 前号に掲げるもののほか必要と認められる者

(委員長及び副委員長)

第12条 委員会に委員長及び副委員長をおく。

- (1) 委員長は委員会を代表する。
但し、理事が委員長を兼務することを妨げない。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、1年とする。

(委員会の協議事項)

第14条 委員会の協議事項は、次の通りとする。

- (1) 各事業の企画・運営に関する事項
- (2) 各委員会間の連絡調整に関する事項
- (3) 理事会より諮問された事項ならびに理事会に付議すべき事項
- (4) その他必要な事項

(委員会の開催)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会担当理事)

第16条 各委員会の補佐を目的に担当理事を置く。

- 2 担当理事は、それぞれの事業が円滑に遂行できるよう各委員会を補佐するとともに、理事会との調整を行う。

第6章 会 費

(再入会)

第17条 再入会は新規入会と同様に扱い、新規に会員番号を付与し入会金を徴収する。

(年会費)

第18条 年度途中で入会しようとする場合も同額とする。

- 2 年会費は当該年度中に納入する。年度途中入会の場合は入会時に納入する。
- 3 年会費滞納者については正会員としての権利を停止し、会費納入の督促をしても2年間納入されない場合は、理事会の承認により退会とする。

第19条 一旦納入した入会金及び年会費は、事由のいかんを問わず返還しないこととする。

第7章 旅 費

(旅費の範囲)

第20条 正会員が当会の活動のために、理事長の認めた出張をする時には、申請によりこの規則に定める旅費を支給する。

- 2 旅費は、交通費、業務用交通費、宿泊料とする。
- 3 発着は、自宅をもって起点・終点とする。

(交通費)

第21条 交通費は、時間・距離等を勘案して、最も経済的な経路によって計

算するただし、やむを得ない事由によりこの経路により難いときは、その現に利用した経路による。

- 2 特別急行料金は、その乗車区間が片道70kmを超えるときその実費を支給する。

(業務用交通費)

第22条 業務用交通費とは、会議等のため、都内および近郊地域へ出張する際の交通費をいう。

- 2 時間・距離等を勘案して、最も経済的な経路によって計算する。ただし、やむを得ない事由によりこの経路により難いときは、その現に利用した経路による。
- 3 定められた用紙により申請する。

(宿泊料)

第23条 宿泊料は一泊10,000円を限度とし、その実費を支給する。

第8章 会 議

(会議費)

第24条 理事会、委員会、その他理事長の認めた会議にかかる費用については、会議費をもってこれにあてる。

- 2 理事会・委員会に出席した会員は、執務費として一会議あたり1,000円を支給する。

第9章 謝 金

(講師謝礼等)

第25条 当会で主催する研修会・講演会等における講師に対する謝礼金は、原則として当会の規定に基づいて支払うこととする。但し、必要がある場合は理事会で決定する。

第10章 人件費

(賃金)

第26条 当会運営のための事務業務の賃金は、原則として当会の規定に従って支払うこととする。但し、必要がある場合は理事会で決定する。

第 1 1 章 慶弔金

(慶弔金)

第 2 7 条 当会運営上必要と認めた場合の慶弔金は、次のようにする。但し、必要に応じて理事会で額を決定する。

2 香典、祝い金、お見舞い金等 5,000円

第 1 2 章 文 書

(様式)

第 2 8 条 以下に掲げるものを本会の正式な様式とする。

- (1) 正会員入会申込書 (第 1 号様式)
- (2) 賛助会員入会申込書 (第 1 号様式—2)
- (3) 変更届 (第 2 号様式)
- (4) 退会届 (第 3 号様式)

第 1 3 章 文書・証明書の発行

(文書料)

第 2 9 条 会員証明等発行の手数料は、次のようにする。但し、必要に応じて理事会で額を決定する。

2 会員証明 一通 1,000円
3 その他証明 一通 1,000円

第 1 4 章 運営規則の変更

(運営規則の変更)

第 3 0 条 この運営規則の変更については、理事会において承認を得なければならぬ。

附 則

- 1 この運営規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 2 1 年 4 月 1 日一部改定
- 3 平成 2 1 年 5 月 1 4 日一部改定
- 4 平成 2 2 年 9 月 9 日一部改定
- 5 平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日一部改定